

## 島根県地域医療拠点病院の概要

### 1 目的

へき地診療所等への代診医等の派遣、医療機関従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業が実施可能な病院を、概ね二次医療圏単位で地域医療拠点病院として指定し、地域医療支援機構の指導・調整のもとに各種事業を行い、地域における住民の医療を確保することを目的とする。

なお、平成 16 年に島根県は広域的な地域医療支援体制の構築を目指し、「へき地」を「地域」と用語変更し、国の要綱で定める「へき地医療拠点病院」を県独自の取扱要領を定め「地域医療拠点病院」としている。

<参考：地域医療支援病院について>

\*地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用等の実施を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援し、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認。（根拠法：医療法第 4 条）

県内では、6 病院（松江赤十字病院、松江市立病院、県立中央病院、浜田医療センター、益田地域医療センター医師会病院、益田赤十字病院）が承認されている。

### 2 事業の内容

地域医療拠点病院は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- ① 巡回診療等による地域住民の医療確保
- ② へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代替医師等の派遣を含む。）並びに技術指導、援助
- ③ 派遣医師等の確保
- ④ 地域の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供
- ⑤ 遠隔医療等の各種診療支援
- ⑥ 地域の医療機関との連携による「ブロック制（拠点となる病院と近隣の診療所等との間において、週 1～2 日診療所等の医師が病院で勤務し、替わりに診療所では病院医師が専門診療を行い、学会や研修会出席時等における代診を相互に行う医師の相互交流システム）」等の推進
- ⑦ その他市町村が地域における医療確保のために実施する事業に対する協力

### 3 地域医療拠点病院の指定等

2 に掲げる事業（①、②又は⑤のいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又は実施できると認められる病院を、地域医療支援会議に諮った上で、知事が指定する。

令和 3 年 4 月現在で、23 病院を指定。

県は、2 に掲げる事業の実施又はこれに必要な施設・設備の整備に対し、国庫補助事業等を活用して予算の範囲内で財政支援している。

地域医療拠点病院一覧(23病院)

圏域	病 院 名	指定年月日
松江	松江赤十字病院	H15.4.1
	安来市立病院	H15.4.1
	社会医療法人昌林会 安来第一病院	H22.1.1
	松江市立病院	R2.3.18
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 玉造病院	R2.3.18
雲南	雲南市立病院	H16.2.12
	奥出雲町立奥出雲病院	H16.2.12
	飯南町立飯南病院	H16.2.12
	医療法人陶朋会 平成記念病院	H19.8.30
出雲	県立中央病院	H15.4.1
	島根大学医学部附属病院	H16.2.12
	出雲市立総合医療センター	H16.2.12
大田	公立邑智病院	H15.4.1
	社会医療法人仁寿会 加藤病院	H15.4.1
	大田市立病院	H18.7.31
浜田	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	H15.4.1
	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会 江津総合病院	H20.1.1
	社会福祉法人島根整肢学園 西部島根医療福祉センター	H20.4.1
益田	公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	H15.4.1
	益田赤十字病院	H22.1.1
	社会医療法人石州会 六日市病院	H22.1.1
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	H15.4.1
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	H16.7.14